報

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正 (五件) (自然保護課)

目

次

10月30日

(火曜日)

平成 19 年

日」に改める。

に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

区域に関する部分中「(面積六五五ヘクタール)」を「(面積

六五五ヘクター

存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十

鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護区の区分

指定の目的 森林鳥獣生息地

猟区の廃止の認可 (三件) (自然保護課) 猟区の認可 (自然保護課) 特定猟具使用禁止区域の指定 (自然保護課)..... 休猟区の指定 (自然保護課) 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正 (自然保護課)

山口県告示第五百三十七号

Щ

П

のように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和三十六年山口県告示第五百十七号)の一部を次

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定によ 「狩猟法 (大正七年法律第三十二号) 第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び 鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。

名称に関する部分を次のように改める。

名称 室津半島鳥獣保護区

鳥獣保護区の区分

山口県告示第五百三十八号

る

ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であ

八 八 四

..........

ように改正する。 鳥獣保護区の設定に関する告示 (昭和四十二年山口県告示第八百七号)の一部を次の

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

り、「(八一二へクタール)」を「(面積 八一二へクタール)」に改める。 河口右岸」を「沢波川河口」に、「同沢波川の」を「同川」に改め、「一円の」を削 郡阿知須町」を「同市と山口市」に改め、「同市字月の山の」を削り、「同海岸線」を 号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。 に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八 「海岸線」に、「同市字月崎、字丸尾、字白土を経て西に進み、同市字床波の沢波川の 「と国道一九〇号」を「右岸と一般国道一九〇号」に、「同市字磯地を経て同市と吉敷 一十九年十月三十一日」に改める。 岐波鳥獣保護区の三 岐波鳥獣保護区の二(区域に関する部分中「西岐波区字床波」を「大字西岐波」に、 岐波鳥獣保護区の三 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第八条ノ二第一項の規定 鳥獣保護区の保護に関する指針 存続期間に関する部分の次に次のように加える。 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成

クタール)」に改める。て」に改め、「一円の」を削り、「(面積三〇〇ヘクタール)」を「(面積三〇〇へ「下関市豊北町大字神田上字和久」に、「同町」を「同市」に、「向つて」を「向かつ「下関市豊米町大字神田上字和久」に、「同町」を「同市」に、「向つて」を「向かつ「壁島鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「豊浦郡豊北町大字神田上字和久塔丘」を

二十九年十月三十一日」に改める。 壁島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成

壁島鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分の次に次のように加える。二十九年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護区の区分

集団渡来地

二 指定の目的

口

二 区域 大島郡周防大島町笠佐島全域 (面積 九四ヘクタール)笠佐島鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

Щ

成二十九年十月三十一日」に改める。 笠佐島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平

四(鳥獣保護区の保護に関する指針) 笠佐島鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分の次に次のように加える。

鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であ〔〕 指定の目的

山口県告示第五百三十九号

る

平成十九年十月三十日

山口県知事 二 井 関

成

長糸鳥状保護区の三の子売月間に関する部分のでに欠りてらこのになる。二十九年十月三十一日」に改める。「長谷鳥獣保護区の三の存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成

四に鳥獣保護区の保護に関する指針長谷鳥獣保護区の三の存続期間に関する部分の次に次のように加える。

| 鳥獣保護区の区分

指定の目的

森林鳥獣生息地

る。ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であ

山口県告示第五百四十号

次のように改正する。(略和五十二年山口県告示第九百五十四号)の一部を「鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和五十二年山口県告示第九百五十四号)の一部を

_

Щ

П

県

(二)

平成十九年十月三十日

山口県知事 二 井 関 成

四年獣保護区の保護に関する指針とは道鳥獣保護区の三年続期間に関する部分の次に次のように加える。

(一) 鳥獣保護区の区分

指定の目的森林鳥獣生息地

ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、鳥獣の保護のため重要な区域であ当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であ

二十九年十月三十一日」に改める。
歌野鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成一、一八一へクタール)」に改める。
一、一八一へクタール)」に改める。
下岡枝と菊川町大字西中山との境界点に至り、同所から菊川町大字下岡枝と菊川町大字枝と菊川町大字西中山との大字界線に沿つて南に進み、菊川町大字上岡枝と菊川町大字

西中山と豊田町大字江良との境界点」に、「同境界線に沿つて南」を「菊川町大字上岡

歌野鳥獣保護区の三(存続期間に関する部分の次に次のように加える。

鳥獣保護区の保護に関する指針

森林鳥獣生息地の区分

指定の目的

ると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であ

శ్ఠ

山口県告示第五百四十一号

次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。 鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和六十二年山口県告示第八百八十二号)の一部を

平成十九年十月三十日

山口県知事 二 井 関 成

号) 第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八「鳥獣保護及狩猟二関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第八条ノ八第一項の規定

鋳銭司南鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

島との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿つて西に進み、同市鋳銭司と秋穂二山山頂に通ずる峰筋に至り、同所から同峰筋に沿つて南に進み、同市鋳銭司と秋穂に別小径に沿つて南に進み、同林道に至り、同所から同林道に沿つて南西に進み、福西村ので南に進み、県道山口秋穂線との三差路に至り、同所から県道山口がら同県道に沿つて南に進み、県道山口秋穂線との三差路に至り、同所から県道山口がののででは、同所がら東道山口がののででは、田田市鋳銭司の市道今宿東南線と市道大村三号線との三差路を起点とし、同二 区域 山口市鋳銭司の市道今宿東南線と市道大村三号線との三差路を起点とし、同

字界線に沿つて北に進み、同市陶字龍宮に通ずる峰筋に至り、同所から同峰筋に沿つ に進み、同市鋳銭司と名田島と陶との境界点に至り、同所から同市名田島と陶との大 島と名田島との境界点に至り、同所から同市鋳銭司と名田島との大字界線に沿つて北

沿つて南東に進み、同市道に至り、同所から同市道に沿つて東に進み、市道今宿東南 所から同川右岸に沿つて東に進み、市道南線に通ずる小径に至り、同所から同小径に との三差路に至り、同所から市道潟上線に沿つて北に進み、 て北に進み、市道南向山下線に至り、同所から同市道に沿つて東に進み、市道潟上線

線との三差路に至り、同所から市道今宿東南線に沿つて北東に進み、起点に至る線に よつて囲まれた区域(面積 三〇五ヘクタール)

「平成二十九年十月三十一日」に改める。 鋳銭司南鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」

兀 鋳銭司南鳥獣保護区の三の存続期間に関する部分の次に次のように加える。 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

 (\Box) 指定の目的

あると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を 当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域で

道」に、「村道狐平線」を「市道狐平線」に、「村道伏馬線」を「市道伏馬線」に、 大字吉部上」に、「村道山根宇立線」を「市道山根宇立線」に、「同村道」を「同市 道」に改める。 村道第二高之峯線」を「市道第二高の峯線」に、「、県道萩津和野線」を「、 むつみ鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「阿武郡むつみ村大字吉部上」を「萩市 同県

Щ

成二十九年十月三十一日」に改める。 むつみ鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平

むつみ鳥獣保護区の三 鳥獣保護区の保護に関する指針 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

 (\Box) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの人が訪れるキャンプ場を有し、

鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定 Ų 当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百四十二号

梅ノ木川右岸に至り、同

のように改正する。 特別保護地区の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第八百六号)の一部を次

平成十九年十月三十日

を

山口県知事 井

関

成

号)第二十九条第一項の規定により」に改める。 に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第八条ノ二第三項の規定

壁島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊北町大字神田の壁島全域(面積 ニヘクタール)

日 壁島鳥獣保護区特別保護地区の三 を「平成二十九年十月三十一日」に改める 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一

兀 壁島鳥獣保護区特別保護地区の三 特別保護地区の保護に関する指針 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

特別保護地区の区分

集団渡来地

指定の目的

当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、 当該区域は、多くのウミウが越冬のため渡来しており、ウミウの休息地として特

山口県告示第五百四十三号

第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十四条

平成十九年十月三十日

名 称

夏切休猟区

山口県知事 _ 井 関 成

区を除く。) (面積 一、八九〇ヘクタール) 至り、同所から市道中野線に沿って南東に進み、市道間上四熊線との三差路に至り、 から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域 (高瀬鳥獣保護 同所から市道間上四熊線に沿って西に進み、県道和田上村線との三差路に至り、同所 林道との三差路に至り、同所から同市道に沿って南に進み、市道中野線との三差路に 線との三差路に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、 畑線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、市道桂線と林道吉ケ谷 み、一般国道三七六号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南東に進み、市道 所から同境界線に沿って北に進み、市道秋字明巣山線に至り、同所から同市道に沿っ り、同所から市道ふけ線に沿って北西に進み、山口市と周南市との境界線に至り、同 交差点を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、市道ふけ線との三差路に至 て南東に進み、県道鹿野夜市線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南に進 周南市大字垰の一般国道三七六号と県道和田上村線及び市道和田中村線との 同市道と同

Ξ 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

日暮休猟区

の三差路に至り、同所から市道深瀬・御馬線に沿って南西に進み、起点に至る線に 路・大月線の終点に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、 野・豊田線との三差路に至り、同所から林道鹿野・豊田線に沿って西に進み、 沿って南西に進み、 梶畑線と市道桃木・梶畑線と市道梶畑線との三差路に至り、同所から市道梶畑線に 線との交点に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、大原湖鳥獣保護区の境界線 馬線との交差点を起点とし、同所から同国道に沿って北に進み、市道御馬・ゆづりは よって囲まれた区域(面積 父線との三差路に至り、同所から市道釣山・梶畑線に沿って南東に進み、市道釣山・ に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、市道釣山・梶畑線と市道笠ケ滝・祖 山口市徳地船路の一般国道四八九号と市道鳴谷・茂知木線及び市道深瀬・御 林道梶畑線に至り、同所から同林道に沿って南に進み、 一、四七二へクタール) 市道深瀬・御馬線と 市道船 林道鹿

山

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

奥畑・久兼休猟区

Ų 同所から県道三田尻港徳地線に沿って北に進み、山口市と防府市との境界線に至 防府市大字久兼の県道山口徳山線と県道三田尻港徳地線との三差路を起点と

> ıΣ IJ 同所から同県道に沿って北西に進み、 〇七九ヘクタール) 同所から防府市と周南市との境界線に沿って南に進み、県道山口徳山線に至り、 同所から同境界線に沿って東に進み、山口市と防府市と周南市との境界点に至 起点に至る線によって囲まれた区域(面積

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

嘉年上休猟区

沿って西に進み、町道井戸市之瀬線及び町道嘉年上線との交差点に至り、同所から町 と山口県との境界線に沿って南東に進み、県道萩津和野線に至り、同所から同県道に ら同境界線に沿って北東に進み、島根県と山口県との境界線に至り、同所から島根県 ヘクタール 道嘉年上線に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 区域 萩市と阿武郡阿東町との境界線と町道嘉年上線との交点を起点とし、

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

名称 小野・二俣瀬休猟区

二 区 域 進み、一般国道四九〇号及び市道田の小野車地線との交差点に至り、同所から一 ら同境界線に沿って南西に進み、一般国道二号に至り、同所から同国道に沿って西に 九〇ヘクタール) 道四九〇号に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 とし、同所から同県道に沿って南東に進み、同市と山口市との境界線に至り、同所か 宇部市大字小野の一般国道四九〇号と県道伊佐吉部山口線との三差路を起点 一、七

Ξ 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

吉部休猟区

至り、 所から市道今富大河内線に沿って北西に進み、市道伊佐地黒五郎線との三差路に至 から市道今富笛太郎線に沿って北西に進み、市道今富大河内線との三差路に至り、同 し、同所から同市道に沿って北西に進み、市道今富笛太郎線との三差路に至り、同所 に至り、同所から市道藤ヶ瀬黒五郎線に沿って西に進み、同市と美祢市との境界線に 区域 同所から市道伊佐地黒五郎線に沿って北に進み、市道藤ヶ瀬黒五郎線との三差路 同所から同境界線に沿って北東に進み、県道美祢小郡線に至り、 宇部市大字今富の県道小野田美東線と市道口ノ坪今富線との三差路を起点と 同所から同県

Ξ

存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

口

同所から同県道に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域 (面積 所から大字西吉部と大字芦河内との大字界線に沿って西に進み、市道沼田ヶ原長谷線 界線に沿って西に進み、大字西吉部と大字如意寺と大字芦河内との境界点に至り、同 り、同所から大字西吉部と大字小野との大字界線に沿って南東に進み、大字西吉部と 二、三四六ヘクタール に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、県道小野田美東線との三差路に至り: 大字如意寺と大字小野との境界点に至り、同所から大字西吉部と大字如意寺との大字 大字界線に沿って南西に進み、大字東吉部と大字西吉部と大字小野との境界点に至 道に沿って南東に進み、同市大字東吉部と大字小野との大字界線に至り、同所から同

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

伊佐東休猟区

二区域 点とし、 進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 所から宇部市と美祢市との境界線に沿って南西に進み、県道美祢小郡線に至り、同所 同所から同境界線に沿って南東に進み、宇部市と美祢市と同町との境界点に至り、 て北西に進み、県道伊佐吉部山口線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北に から同県道に沿って西に進み、市道杉谷線との三差路に至り、同所から同市道に沿っ 存続期間 同所から同国道に沿って東に進み、同市と美祢郡秋芳町との境界線に至り、 美祢市伊佐町伊佐の一般国道四三五号と県道伊佐吉部山口線との三差路を起 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで 九八六ヘクタール) 同

埴生休猟区

二 区域 線に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道埴生停車場線との三差路に至 り、同所から美祢市と山陽小野田市との境界線に沿って南東に進み、県道奥万倉山陽 所から同境界線に沿って北東に進み、下関市と美祢市と山陽小野田市との境界点に至 に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 堂角野線との交差点に至り、同所から市道傍示清水堂線に沿って西に進み、市道大木 り、同所から県道埴生停車場線に沿って北西に進み、市道傍示清水堂線及び市道清水 し、同所から同国道に沿って西に進み、下関市と山陽小野田市との境界線に至り、同 **大持線及び市道傍示大木線との交差点に至り、同所から市道傍示大木線に沿って南西** 山陽小野田市大字埴生の一般国道二号と市道傍示大木線との三差路を起点と 九〇五ヘクタール)

江崎休猟区

ら同県道に沿って南東に進み、市道大久保・松崎線との三差路に至り、 道との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、市道中組・丸山線との三 同林道に沿って南西に進み、同県道との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西 界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、林道矢代線に至り、同所から 道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、 に進み、市道上組三号線との三差路に至り、同所から同市道に沿って西に進み、 に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、同市大字上田万と大字下小川との大字 同林道の終点に至り、同所から谷筋に沿って北東に進み、島根県と山口県との境界線 同市道に沿って東に進み、林道明間線に至り、同所から同林道に沿って北東に進み、 点とし、 区域 同所から同県道に沿って北に進み、市道明間線との三差路に至り、同所から 萩市大字下田万の県道津和野田万川線と市道大久保・松崎線との三差路を起 同県道との三差路に至り、 六六〇ヘクター 同所から同市 同所か 同県

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

Ξ

小川休猟区

二区域 り、同所から同市道に沿って南東に進み、市道大江後平山線との三差路に至り、同所 路に至り、同所から林道うなぎ渕線に沿って南東に進み、市道中の河内線の終点に至 し、同所から同市道に沿って南に進み、 大字界線に沿って北東に進み、 字須佐と大字上小川西分との境界点に至り、同所から大字上小川東分と大字須佐との ら大字上小川西分と大字須佐との大字界線に沿って北東に進み、大字上小川東分と大 沿って北に進み、大字上小川西分と大字須佐と大字弥富上との境界点に至り、同所か て東に進み、市道平山須佐線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進 に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、同農道に至り、同所から同農道に沿っ から市道大江後平山線に沿って西に進み、広域農道阿武東線に通ずる小径との三差路 南西に進み、市道市丸線との三差路に至り、同所から市道市丸線に沿って北西に進 同林道に沿って西に進み、 同市大字上小川西分と大字弥富上との大字界線に至り、同所から同大字界線に 林道弥僧線に至り、 萩市大字上小川東分の県道田万川須佐線と市道立野線との三差路を起点と 同所から同林道に沿って西に進み、 市道上市丸線との三差路に至り、同所から同市道に沿って 同県道に至り、 林道ラスガ峠線との三差路に至り、同所から 同所から同県道に沿って東に進み、 林道うなぎ渕線との三差

囲まれた区域(面積 西に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って北に進み、起点に至る線によって 同所から同市道に沿って南に進み、林道大代線に至り、同所から同林道に沿って南西 に進み、同市川上と大字佐々並との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南 萩市川上の県道山口福栄須佐線と市道小谷口ダム線との三差路を起点とし、 六四〇ヘクタール)

Ξ 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

男岳休猟区

の境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、県道萩秋芳線に至り、 代佐々並線に沿って南東に進み、 ら同県道に沿って北東に進み、県道矢代佐々並線との三差路に至り、同所から県道矢 点とし、同所から県道佐々並町絵美東線に沿って南西に進み、同市と美祢郡美東町と 八七へクタール) 萩市大字佐々並の県道佐々並町絵美東線と県道矢代佐々並線との三差路を起 起点に至る線によって囲まれた区域 (面積 一同所か

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

日尾山休猟区

Щ

П

二区域 川左岸に沿って南東に進み、 て北西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北東に進み、三見川河口に至 国道に沿って南西に進み、同市と長門市との境界線に至り、同所から同境界線に沿っ ヘクタール) 、同所から同川左岸に沿って南東に進み、手水川との合流点に至り、同所から手水 萩市三見の一般国道一九一号と手水川左岸との交点を起点とし、同所から同 起点に至る線によって囲まれた区域 (面積 一、〇六〇

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

Ξ

福田休猟区

区域 阿武郡阿武町大字福田上の一般国道三一五号と町道長沢横輪線との三差路を

> 国道に沿って北西に進み、萩市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って 起点とし、同所から同町道に沿って北に進み、同国道との三差路に至り、同所から同 よって囲まれた区域(面積 南東に進み、 同国道に至り、 一、〇五〇ヘクタール) 同所から同国道に沿って北西に進み、 起点に至る線に

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

惣郷休猟区

に至り、同所から同町道に沿って南西に進み、町道嵩線との三差路に至り、同所から 線に沿って南西に進み、神宮山山頂に至り、同所から峰筋に沿って南東に進み、 沿って南西に進み、同町大字惣郷と大字宇田との大字界線に至り、同所から同大字界 須山国有林と民有林との境界線に至り、同所から白須山国有林と民有林との境界線に 北に進み、萩市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、白 から海岸線に通ずる小径に沿って西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って 町道嵩線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域 (面積 元浦平原線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、同町道の終点 区域 同所から同国道に沿って北に進み、町道王子ヶ坂惣郷線との三差路に至り、 阿武郡阿武町大字惣郷の一般国道一九一号と町道嵩線との三差路を起点と 九一〇ヘク 町道

存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

遠岳山休猟区

道に沿って南西に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って南西に進 河口に至り、同所から同川左岸に沿って南に進み、町道宇久線に至り、同所から同町 径に沿って南西に進み、 所から町道東方筒尾線に沿って西に進み、海岸線に通ずる小径に至り、同所から同小 点とし、同所から同町道に沿って南西に進み、町道東方筒尾線との三差路に至り、同 区域 存続期間 起点に至る線によって囲まれた区域(面積 阿武郡阿武町大字奈古の一般国道一九一号と町道奈古中央線との三差路を起 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで 海岸線に至り、 同所から海岸線に沿って北東に進み、 八五五へクタール) 遠根川

Щ

禁止又は制限に係る特定猟具の種類

銃器

П

山口県告示第五百四十四号

第一項の規定により、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第三十五条 特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する

平成十九年十月三十日

山口県知事 _ 井 関 成

化石採集場特定猟具使用禁止区域

二 区 域 班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二五小班と三二小班との小班界に沿っ 境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、一二六林班の三〇小班と三三の 至る線によって囲まれた区域(面積 七ヘクタール) 点に至り、同所から一二六林班と一四七林班との林班界に沿って北東に進み、 との小班界に沿って西に進み、一二二林班と一二六林班と一四七林班との林班界の接 て西に進み、同林班の二五小班と三一小班と三二小班との小班界の接点に至り、同所 三の二小班との小班界に沿って西に進み、同林班の二五小班と三二小班と三三の二小 と三〇小班と三三の二小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二五小班と三 との交点を起点とし、同所から同国道に沿って南東に進み、山口森林計画区の区域の 二五小班と三一小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二四小班と三一 小班 から同林班の二五小班と三一 小班との小班界に沿って西に進み、同林班の二四小班と 二小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って南西に進み、同林班の二五小班 美祢市大嶺町西分の一二六林班と一四七林班との林班界と一般国道四三五号 起点に

兀 Ξ 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

山口県告示第五百四十五号

を次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和四十六年山口県告示第八百六十八号)の一部

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十 「指定する」に改める。 八号) 第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、 鳥獣保護及狩猟二関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第十条の規定に基づき、 「設定する」を

佐山銃猟禁止区域の一(名称に関する部分を次のように改める。

八

名称 佐山特定猟具使用禁止区域

「市道由良前線」に改める。 に、「との三差路」を「及び市道山口テクノ第二団地線との交差点」に、 町との境界点」を「との境界線」 を「山口市佐山と阿知須との大字界線」 佐山銃猟禁止区域の二(区域に関する部分中「山口市と吉敷郡阿知須町との境界線」 ľ 「宇部市と山口市との境界線」を「同境界線」 に、「同境界線」を「同大字界線」に、「と同 「同市道」を

成二十九年十月三十一日」に改める 佐山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」 を 平

佐山銃猟禁止区域の三 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 存続期間に関する部分の次に次のように加える。 銃器

兀

山口県告示第五百四十六号

を次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和四十七年山口県告示第七百五十六号) の 部

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

る」を「指定する」に改める。 三十五条第一項の規定により、 き、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第十条の規定に基づ 特定猟具使用禁止区域を」に、 「 銃猟禁止区域を設定す

室積銃猟禁止区域の一(名称に関する部分を次のように改める。

名称 室積特定猟具使用禁止区域

に、「(面積八五ヘクタール)」を「(面積 室積銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「大字室積」を「大字室積村字五反田」 八五ヘクタール)」に改める。

室積銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平

成二十九年十月三十一日」に改める。

室積銃猟禁止区域の三の存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類

山口県告示第五百四十七号

を次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和六十二年山口県告示第八百九十一号)の一部

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十 「指定する」に改める。 八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を 「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、

八幡池・大堤銃猟禁止区域の一(名称に関する部分を次のように改める。

名称 八幡池・大堤特定猟具使用禁止区域

日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。 鍔市碇線」 八幡池・大堤銃猟禁止区域の三(存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一 八幡池・大堤銃猟禁止区域の二(区域に関する部分中「町道鍔市植畠碇線」を「町道 に、「 (面積七ヘクタール)」を「 (面積 七ヘクタール)」に改める。

兀 八幡池・大堤銃猟禁止区域の三(存続期間に関する部分の次に次のように加える。 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

一 名称 山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の一 山口秋吉台公園自転車道特定猟具使用禁止区域 名称に関する部分を次のように改める。

の」を「同町道との」に改める 山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「町道追拳朸田線と

Щ

П

月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」 山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の三 に改める。 存続期間に関する部分中「平成十九年十

山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように

禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

成瓜銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

名称 成瓜特定猟具使用禁止区域

成瓜銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「大津郡日置町大字日置上」を「長門市

クタール)」に改める。 線」を「市道上城黄波戸線」 市道」に、「町道黄波戸口亀山線」を「市道黄波戸口亀山線」に、「町道上城黄波戸 日置上」に、「町道黄波戸口上城線」を「市道黄波戸口上城線」に、 Ĺ (面積二八〇ヘクタール)」を「 「同町道」を「同 (面積 二八〇へ

成二十九年十月三十一日」に改める 成瓜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平

成瓜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

兀

山口県告示第五百四十八号

を次のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (昭和六十三年山口県告示第八百七十七号)の一部

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を 銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十 指定する」に改める。 「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、

厚狭中央銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める

名称 厚狭中央特定猟具使用禁止区域

ル)」を「(面積 二四六ヘクタール)」に改める 本線に」を「同山陽本線に」に改め、「一円の」を削り、「(面積二四六ヘクター 道鴨庄下村線に沿つて南に」に、「町道下村線」を「市道成松山川線と市道鴨庄下村線 原山川線」を「市道平原山川線」に、「同町道に沿つて南東」を「同市道に沿つて南 を「山陽小野田市大字山野井」に、「と山陽本線」を「とJR山陽本線」に、「町道平 と市道下村線」に、「同町道に沿つて南西」を「市道下村線に沿つて南西」に、「山陽 東」に、「町道鴨庄下村線」を「市道鴨庄下村線」に、「同町道に沿つて南に」を「市 厚狭中央銃猟禁止区域の二(区域に関する部分中「厚狭郡山陽町大字山野井字中尾」

平成二十九年十月三十一日」に改める。 厚狭中央銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」 を

厚狭中央銃猟禁止区域の三(存続期間に関する部分の次に次のように加える。 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

兀

П

外 -61) 山口県告示第五百四十九号

のように改正する。 銃猟禁止区域の設定に関する告示 (平成九年山口県告示第七百四十二号)の一部を次

平成十九年十月三十日

及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、 「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改め 「鳥獣保護及狩猟二関スル法律 (大正七年法律第三十二号) 第十条」を「鳥獣の保護

中須南銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

名 称 中須南特定猟具使用禁止区域

大字中須南と大字八代との大字界線」に、「同境界線」を「同大字界線」に、「徳山市 の境界線に」を「同境界線に」に改める。 と下松市と同町との境界点」を「下松市と周南市との境界線」に、「徳山市と下松市と 「下松市と周南市との境界線と」に、「徳山市と熊毛郡熊毛町との境界線」を「周南市 中須南銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「徳山市と下松市との境界線と」を

「平成二十九年十月三十一日」に改める。 中須南銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」 を

中須南銃猟禁止区域の三の存続期間に関する部分の次に次のように加える。

兀 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

Щ

光島田川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める

名称 光島田川特定猟具使用禁止区域

光島田川銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「大字浅江」を「浅江一丁目」に、

「平成二十九年十月三十一日」に改める。 「三差路を」を「交差点を」に改める。 光島田川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」

光島田川銃猟禁止区域の三の存続期間に関する部分の次に次のように加える。

兀 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百五十号

第一項の規定に基づき、次のとおり猟区の認可をする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第六十八条

平成十九年十月三十日

山口県知事 = 井 関

成

猟区の名称

山口県知事

井 関 成

周防大島猟区

区域

大島郡周防大島町の区域 (笠佐島の区域を除く。)

Ξ 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

兀 猟区設定者の名称

周防大島町

五 事務所の位置

大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

入猟承認料

六

| 人一日につき六千円 (浮島及び頭島の区域にあっては、一人一日につき八千円)

山口県告示第五百五十一号

第一項の規定に基づき、周防大島町橘猟区の廃止の認可をする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七十一条

平成十九年十月三十日

山口県知事 = 井 関 成

山口県告示第五百五十二号

を

一項の規定に基づき、周防大島町久賀猟区の廃止の認可をする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七十一条

平成十九年十月三十日

山口県知事 井 関 成

平成十九年十月三十日

山口県告示第五百五十三号

山口県知事 二 井 関

成

第一項の規定に基づき、周防大島町大島猟区の廃止の認可をする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号) 第七十一条

平成十九年十月三十日発行平成十九年十月三十日印刷

発発 行行 人所

口口県知

ЩЩ

事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)